

第1編 総論

第1章 計画の趣旨

町は、町民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（以下、「保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 計画作成に当たっての基本的な考え方

はじめに、町は、以下の基本的な考え方のもと、多可町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）を作成する。

（1）国民保護法制の役割

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）は、武力攻撃事態等から国民を守る仕組みを定めたものであり、この法律をはじめ武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という）など一連の有事法の施行によって、関係機関の有事における活動を事前に明確にしておく仕組みができたと言える。このような法制による仕組みがあってはじめて、民主主義国家における安全のためのシステムが機能するものであり、国民保護法を実効性あるものにするため、この計画を作成するものである。

（2）町民の保護の確立

この計画は、町が、町民の生命、身体及び財産を守る立場から、これまでの経験や教訓を活かし、町民の自由と権利を尊重しつつ、武力攻撃事態等から町民を保護するための活動を行い、もって有事における町民の安全と安心を確立するために作成するものである。

（3）国際平和のための取組と武力攻撃事態等への備え

国の平和と国民の安全を確保するためには、諸外国との良好な協調関係の確立や国際社会との協力などにより、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要であり、多可町においても国際平和を希求する立場から、多文化共生の社会づくり、草の根の国際交流など様々な取組を展開しており、このような取組はこれからも続けていかなければならない。

しかしながら、こうした平和への努力を重ねてもなお、万一、武力攻撃や大規模テロが発生したときは、町は、町民の生命、身体及び財産を守る必要があるため、この計画を作成するものである。

（4）阪神・淡路大震災等の教訓の反映

武力攻撃事態等への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で自然災害や事故災害との違いはある。しかしながら、町民の安全を確保するための方策においては共通する部分も多いことから、計画の作成に当たっては、備えの大切さなど阪神・淡路大震災をはじめとする様々な危機事案における教訓を踏まえた地域防災計画等に基づくこれまでの取組の蓄積を最大限に取り入れるとともに、地域防災計画との整合を図るよう努める。

2 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 計画の目的

町国民保護計画は、武力攻撃事態等から町民の生命、身体及び財産を保護し、町民生活や町民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(2) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び兵庫県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町国民保護計画に基づき、町民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進する。

【町が実施する保護措置】（法16 I）

- ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 水の安定的な供給その他の町民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(3) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(4) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

【町国民保護計画に定める事項】（法35 II）

- ① 町の区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 町が実施する保護措置に関する事項
- ③ 保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 上記のほか、町の区域に係る保護措置に関し町長が必要と認める事項

3 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

4 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

5 町国民保護計画の対象

町国民保護計画においては、町の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で町の区域内に滞在する人や町域を越えて町の区域内に避難してきたすべての人（外国人を含む。）及び町の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体（以下、これらを「町民」という。）を保護の対象とする。

第2章 保護措置に関する基本方針

町は、保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、保護措置に関する基本方針として定める。

1 町民の基本的人権の尊重

町は、保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、町民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 町民の権利利益の迅速な救済

町は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の町民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 町民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、町民に対し、保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関（以下「指定公共機関等」という。）と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 町民の協力

（1）住民の協力

町は、国民保護法の規定により保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。

避難や救援などにおいて、住民の自発的な協力が得られるよう、町は、平素から保護措置の重要性について広く啓発を行うとともに、自治会、婦人会、地域協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

（2）企業・団体の協力

町は、保護措置の実施のため必要があると認めるときは、企業・団体に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、企業・団体の自主的な判断を尊重し、強制にわたることのないよう配慮する。

また、町は、企業・団体の地域防災活動への参画を促すとともに、企業・団体における防災対策への取組に対する支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関等の自主性の尊重

町は、指定公共機関等の保護措置の実施方法については、指定公共機関等が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、町等が実施する保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

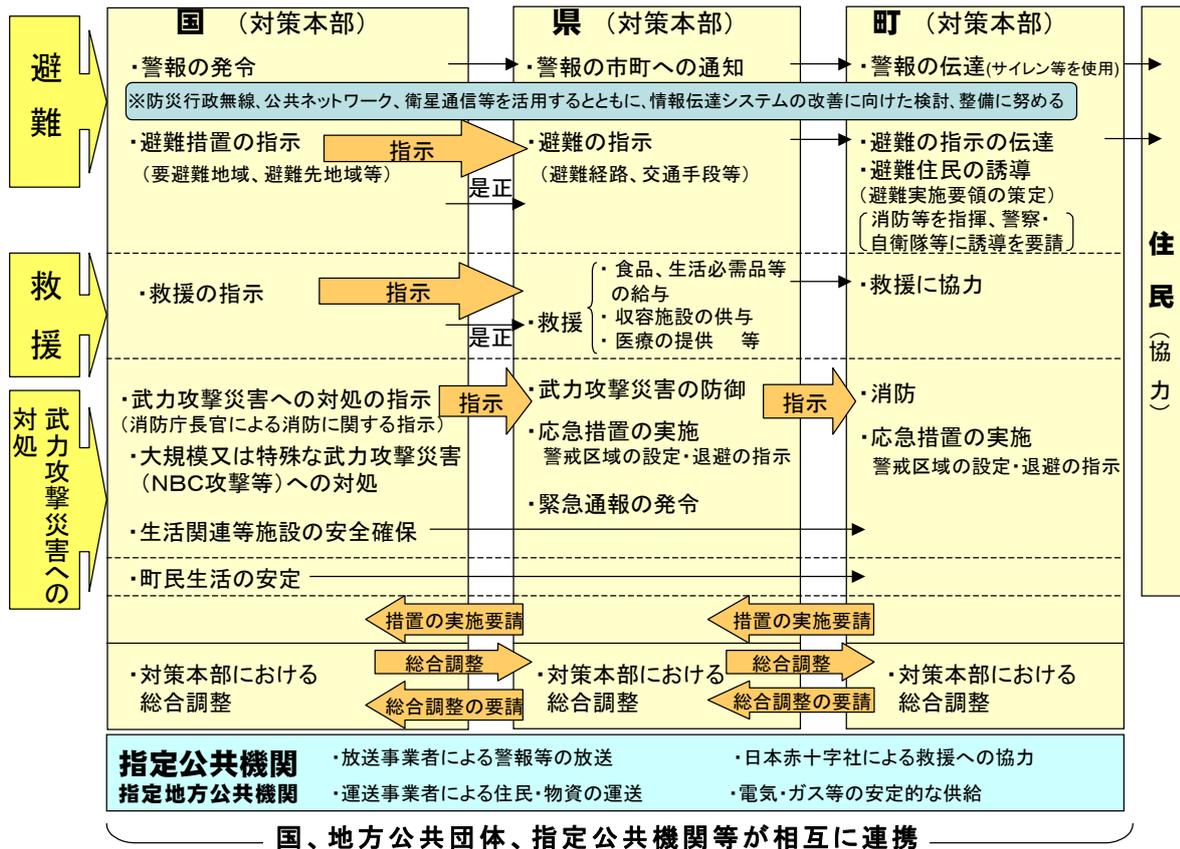
また、要請に応じて保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町及び関係機関の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

保護措置について、町、県、自衛隊、指定地方行政機関及び指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【地方公共団体】

○町の事務

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|---|
| 町 | 1 町国民保護計画の作成 2 町国民保護協議会の設置、運営 3 町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の町民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |

○県の事務

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|---|
| 県 | 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |

【自衛隊】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| [陸上自衛隊] 中部方面隊 [海上自衛隊] 呉地方隊・舞鶴地方隊 [航空自衛隊] 中部航空方面隊 | 1 武力攻撃事態等における保護措置の実施及び関係機関が実施する保護措置の支援等 |

【指定地方行政機関】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|---------------------------|--|
| 近畿管区警察局 | 1 管区内各府県警察の保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制 |
| 近畿中部防衛局 | 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整 |
| 近畿総合通信局 | 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成 |
| 近畿財務局 神戸財務事務所 | 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会 |
| 神戸税関 | 1 輸入物資の通関手続 |
| 近畿厚生局 | 1 救援等に係る情報の収集及び提供 |
| 兵庫労働局 | 1 被災者の雇用対策 |
| 近畿農政局 | 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧 |
| 近畿中国森林管理局 | 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給 |
| 近畿経済産業局 | 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興 |
| 中部近畿産業保安監督部近畿支部 | 1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策 |
| 近畿地方整備局 | 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 |
| 近畿運輸局 | 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安 |
| 神戸運輸監理部 | 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安 |
| 大阪空港事務所 | 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保 |
| 東京航空交通管制部 | 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置 |
| 神戸地方気象台 | 1 気象状況の把握及び情報の提供 |
| 第五管区海上保安本部・ 第八管区海上保安本部 | 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-----------|---|
| | 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 |
| 近畿地方環境事務所 | 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 |

【指定公共機関等】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|---------|--|
| [放送事業者] | 1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 （指定公共機関）日本放送協会、朝日放送㈱、㈱毎日放送、関西テレビ放送㈱、讀賣テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西 |
| [運送事業者] | 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保 ① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）㈱ダイヤモンドフェリー、阪九フェリー㈱、マルエーフェリー㈱ （指定地方公共機関）㈱淡路ジェノバライン、高速いえしま㈱、ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ② バス事業者 （指定公共機関）西日本JRバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱、阪神電気鉄道㈱ （指定地方公共機関）淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、山陽バス㈱ ③ 航空事業者 （指定公共機関）エアーニッポン㈱、㈱ジャルエクスプレス、㈱日本航空インターナショナル、全日本空輸㈱ （指定地方公共機関）日本エアコミューター㈱ ④ 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、神戸電鉄㈱、（一財）神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、智頭急行㈱、能勢電鉄㈱、北条鉄道㈱、北神急行電鉄㈱、六甲摩耶鉄道㈱ ⑤ 内航海運事業者 （指定公共機関）井本商運㈱ ⑥ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県トラック協会 |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-----------------|---|
| [電気通信事業者] | 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い |
| | (指定公共機関) 西日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、(株)NTTドコモ関西、ソフトバンクモバイル(株) |
| [電気事業者] | 1 電気の安定的な供給 |
| | (指定公共機関) 関西電力(株)、関西電力送配電(株)、電源開発(株) |
| [ガス事業者] | 1 ガスの安定的な供給 |
| | (指定公共機関) 大阪ガス(株) (指定地方公共機関) (一社)兵庫県LPガス協会 |
| 日本郵便(株) | 1 郵便の確保 |
| [病院その他の医療機関] | 1 医療の確保 |
| | (指定公共機関) (独)国立病院機構 (指定地方公共機関) (一社)兵庫県医師会 |
| [河川管理施設、道路の管理者] | 1 河川管理施設、道路の管理 |
| | (指定公共機関) (独)水資源機構、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ(株) |
| 日本赤十字社 | 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 |
| 日本銀行 | 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持 |

2 関係機関の連絡先

内閣官房、関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、自衛隊、県地方機関、市町、消防機関、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先については、資料編に記載する。

第4章 町の地理的、社会的特徴

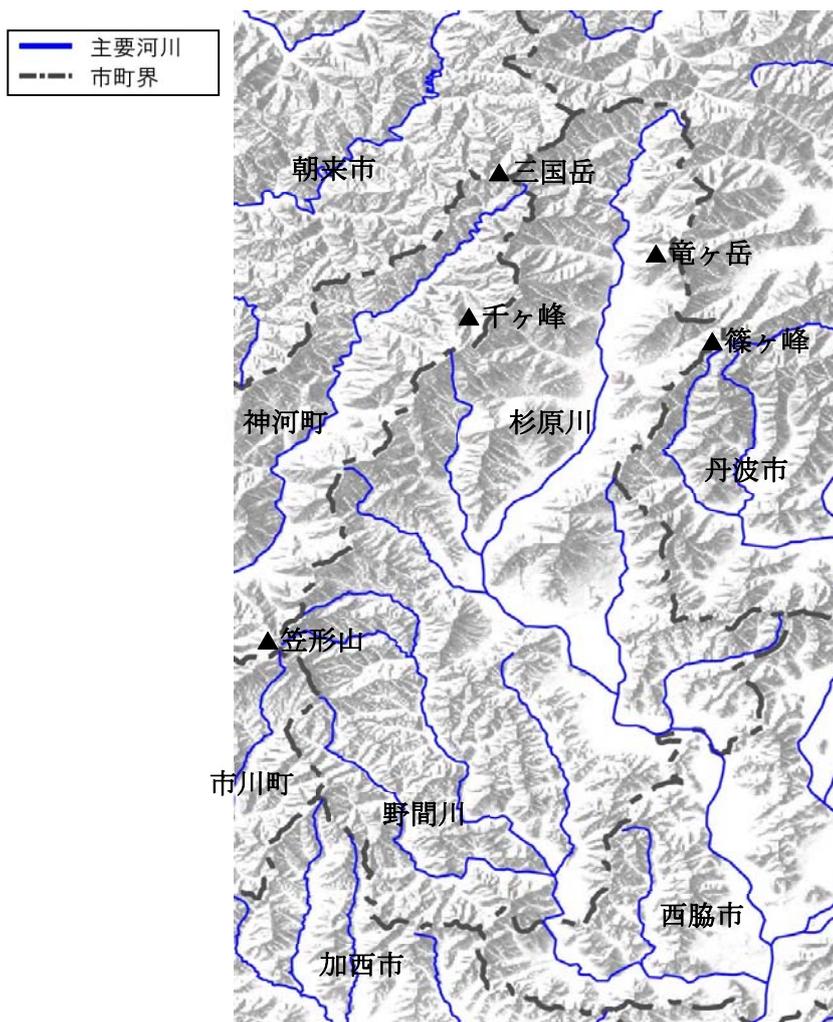
町は、保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

1 自然条件

(1) 地形

多可町は、兵庫県の東・北播磨地域の内陸部に位置し、北は丹波市、朝来市、東は丹波市、南は西脇市、加西市、西は神崎郡神河町、市川町に接しており、東西 13 km、南北 30 km、総面積 185.19 km²を有し、直線距離で神戸まで約 45 km、大阪まで 70 km の距離にある。

地勢は、周囲を中国山脈（三国岳、千ヶ峰、笠形山、竜ヶ岳、篠ヶ峰など）の山々に囲まれ、三国岳を源とする杉原川が加美区、中区の中央部を貫流し、笠形山を源とする野間川が八千代区の中央部を南流して西脇市において県下最長の加古川と合流し瀬戸内海に流れている。海拔高度は、加美区の三国岳や千ヶ峰の山地が 800m～1,000m 級であり、加古川支流の杉原川沿いでは、谷底平野を形成している。



(2) 一般気象

多可町の気候は、瀬戸内気候の影響を受けて比較的穏やかであるが、内陸性気候の影響もあり、寒暖の差が比較的大きい。また、晩秋から冬季にかけて霧が発生しやすい特徴を持つ。さらに、冬季は、積雪が少なく寒冷である。

(3) 気象統計

西脇アメダスの記録によれば、気象は年間平均気温の平均値 14.4℃、年間最高気温の平均値 35.9℃、年間最低気温の平均値-6.3℃（いずれも 1979～2022 年の平均値）、年間降水量の平均値 1,509mm である（1991～2020 年の平均値）。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である 9 月も月平均降水量 190.2mm と多雨である（1991～2020 年の平均値）。

過去 5 ヶ年での年降水量は、2018 年 1,844.5mm、2019 年 1,181.5mm、2020 年 1,352.5mm、2021 年 1,620mm、2022 年 1,158mm と推移している。

(1991～2020 年：西脇アメダス)

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 降水量 (mm) | 47.1 | 62.1 | 112.2 | 123.4 | 151.2 | 177.2 | 212.2 | 149.6 | 190.2 | 132.0 | 73.8 | 58.7 |
| 平均気温 (℃) | 3.1 | 3.9 | 7.3 | 12.7 | 17.8 | 21.8 | 25.7 | 26.8 | 22.8 | 16.7 | 10.5 | 5.2 |

(4) 気象極値

西脇アメダス資料より雨量関係の極値を下表にまとめた。

(統計期間：1976.3～2023.1)

| 順位 | 種別 | | |
|----|-------------------|---------------------|---------------------|
| | 月間降水量 mm | 日降水量 mm | 時間降水量 mm |
| 1位 | 529 (2011.9) | 224 (2015.7.17) | 64 (1983.9.28) |
| 2位 | 466 (2013.9) | 182 (2011.9.20) | 61.5 (2014.8.24) |
| 3位 | 452 (1976.9) | 167 (1983.9.28) | 59 (2017.9.17) |
| 4位 | 448 (2014.8) | 158 (1996.8.28) | 57 (1996.8.28) |
| 5位 | 431.5 (2018.7) | 145 (2004.10.20) | 56 (1976.9.13.) |

2 社会条件

(1) 人口・世帯

令和2年国勢調査によれば、多可町の総人口は、19,261人、世帯数6,562世帯、人口密度104.0人/㎏である。人口分布は、中区47.0%、加美区28.7%、八千代区24.3%となっており、中区に人口の約半数が集中している。世帯平均人数は、2.8人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

令和2年の人口は、平成27年に比べ減少している。減少数は1,939人、減少率は9.2%である。

65歳以上の人口が占める割合は38.3%で、65歳以上の親族がいる一般世帯の割合は66.5%、うち高齢単身世帯は16.0%である。

令和2年国勢調査によれば、夜間人口19,261人に対し昼間人口は17,184人となっており、昼間人口は夜間人口の約9割となっている。

(2) 土地利用

本町の面積は185.19㎏で、そのうち森林が79.8%を占め、田畑が8.1%、宅地が2.8%となっている。「森林王国」、あるいは都市農村交流の場として、農林業の生産基盤となる土地利用を行っている。

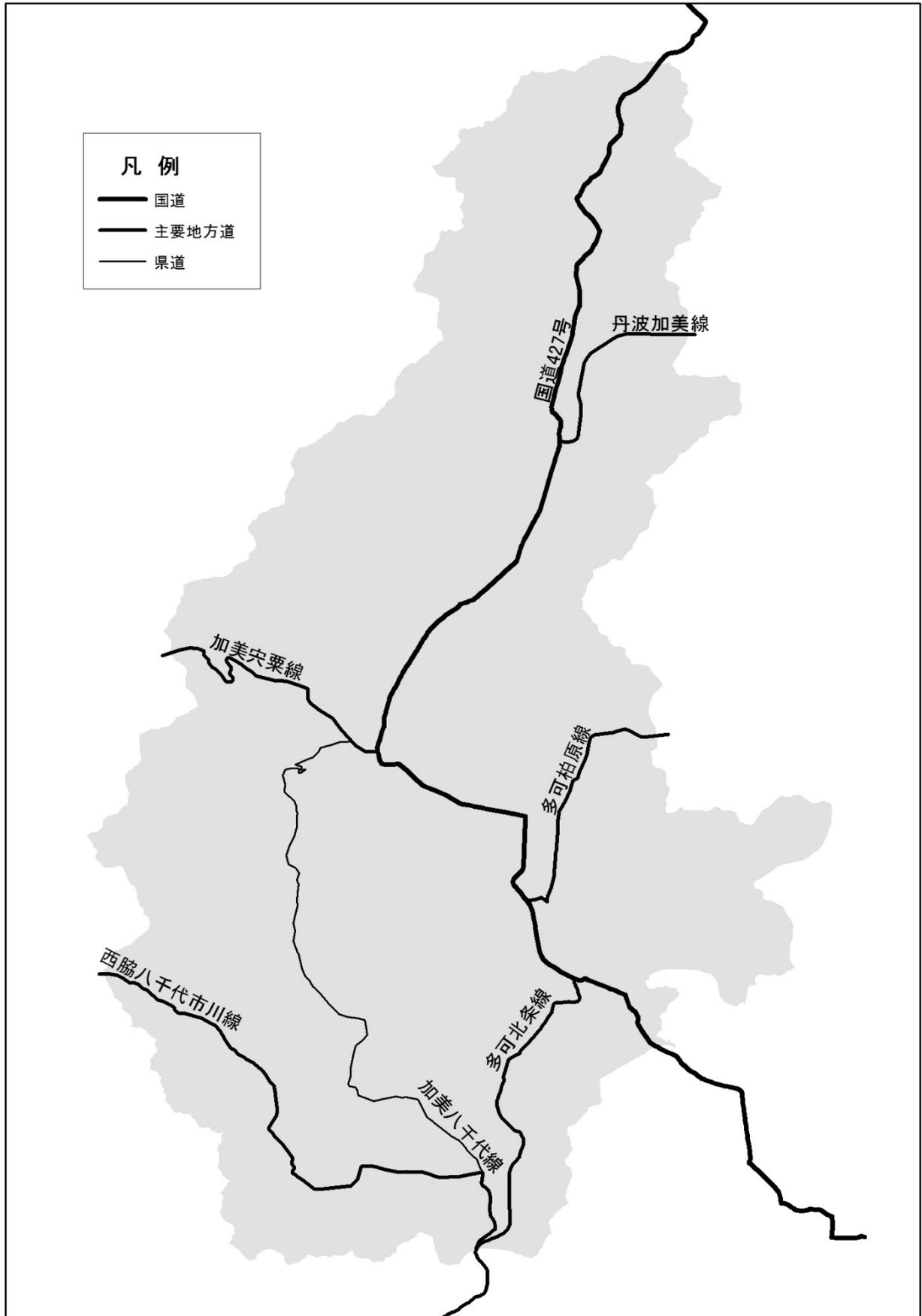
(3) 交通

本町の道路網については、西脇市で国道175号と分岐した国道427号が主軸となり、中区、加美区を縦断し、八千代区では県道34号（西脇八千代市川線）、県道24号（多可北条線）、県道143号（加美八千代線）がとおり、中国自動車道滝野社ICや加西ICと接続している。

国道427号は、杉原川に沿って町の南北を縦断し、西脇市と丹波市青垣町を結び、国道429号と合流している。

県道8号（加美宍粟線）は、加美区寺内から高坂トンネルを通り国道312号へ合流し、播但自動車道の神崎南ICへ向かう。また、県道34号（西脇八千代市川線）は、西脇市から八千代区を通過し、船坂トンネルを抜け播但自動車道の市川南IC付近へ合流する。また、県道86号（多可柏原線）は、中区から小野尻トンネルを通り国道175号へ合流する。

県道78号線（丹波加美線）は、加美区から清水坂トンネルを通り、北近畿豊岡自動車道氷上ICへ向かう。



第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

なお、町内における具体的な事態の想定や、町の地理的、社会的状況を踏まえた留意点等については、今後も国や県からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・検討していく。

1 武力攻撃事態等

事態対処法第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、以下のとおりである。

(1) 武力攻撃事態の類型

| 事態の類型 | 特 徴、留 意 点 |
|---------------|--|
| 着上陸侵攻 | <p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域（特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合）が目標となりやすい。 ・着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的に保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から、予測が可能である。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。 ・広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。 |
| ゲリラや特殊部隊による攻撃 | <p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ・海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、施設の破壊等が考えられる。 ・NBC兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設等）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 ・事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。 |

| 事態の種類 | 特徴、留意点 |
|----------|---|
| 弾道ミサイル攻撃 | <p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。 ・警報と同時に近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで、事態の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。 |
| 航空攻撃 | <p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。 ・ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 ・生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。 |

※ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国、県の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

(2) NBC攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、NBC攻撃が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

| 攻撃の種類 | 特 徴、留 意 点 |
|-------|---|
| 核兵器等 | <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 ・放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 ・放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ・ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ・避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想される場合は、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 ・汚染地域への立入制限を確実にし、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 |
| 生物兵器 | <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。 |

| 攻撃の種類 | 特 徴、留 意 点 |
|-------|--|
| 化学兵器 | <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。 ・汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 ・化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除くことが重要である。 |

2 緊急対処事態

事態対処法第25条による緊急対処事態の定義は、以下のとおりである。

【緊急対処事態】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、攻撃対象施設等又は攻撃手段による分類により、以下に掲げる事態例が対象として想定され、各事態例について、その被害の概要が示されている。

【攻撃対象施設等による分類】

| 分 類 | 事 態 例 | 被害の概要 |
|----------------------------------|--|---|
| 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 | 原子力事業所等の破壊 | <ul style="list-style-type: none"> ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく |
| | 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 | <ul style="list-style-type: none"> ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障 |
| | 危険物積載船への攻撃 | <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障 |
| | ダムの破壊 | ダムの下流に多大な被害が発生 |
| 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破 | 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大 |

【攻撃手段による分類】

| 分 類 | 事 態 例 | 被害の概要 |
|--------------------------------|--|---|
| 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 | ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 | <ul style="list-style-type: none"> ・爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生 ・ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり ・小型核爆弾については、核兵器の特徴と同様 |
| | 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 | 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様 |
| | 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 | 化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様 |
| | 水源地に対する毒素等の混入 | 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似 |
| 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の破壊に伴う人的被害が発生（施設の規模によって被害の大きさが変化） ・攻撃目標である施設周辺への被害も予想 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障 |